

※必ずお読みください。

(誓約書 関係条文)【指定障害児通所支援事業者用】

■ 児童福祉法(関係条文抜粋)

(第21条の5の15第3項各号(一部要約))

- 1 申請者が都道府県(政令市・中核市)の条例で定める者でないとき。
- 2 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第21条の5の19第1項の都道府県(政令市・中核市)の条例で定める基準を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第21条の5の19第2項の都道府県(政令市・中核市)の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 4 申請者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)又は当該申請に係る障害児通所支援事業所を管理する者(以下「役員等」という。)が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者又は申請者の役員等がこの法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの(※)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  
(※) 障害者総合支援法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法
- 5 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 6 申請者が、法第21条の5の24第1項又は第33条の18第6項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
- 7 申請者、申請者の親会社等と密接な関係を有する法人が、第21条の5の24第1項又は第33条の18第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- 9 申請者が、法第21条の5の24第1項又は第33条の18第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 10 申請者が、法第21条の5の22第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき、指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事等が申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通じた場合における当該特定の日をいう。)までの間に事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 11 第9号に規定する期間内に事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の前日60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員又は事業所の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 12 申請者又は申請者の役員等が、指定の申請前5年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 13 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第9号から第12号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 13 申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第9号から第12号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

■ 姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(関係条文抜粋)

- 第4条 法第21条の5の15第3項第1号に定める条例で定める者は、次の各号に定める障害児通所支援の種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
- (1) 医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)  
姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市条例第49号)第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けていない法人その他の団体又は同条の暴力団員若しくは暴力団若しくは暴力団と社会的に非難されるべき関係を有していない者
  - (2) 前号以外の障害児通所支援  
法人(姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けていないものに限る。)
- 第8条第2項 指定児童発達支援事業所において、管理者は、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。
- ※ 第8条第2項を準用する規定  
第59条(共生型児童発達支援)、第63条(基準該当児童発達支援)、第69条(医療型児童発達支援)、第80条(放課後等デイサービス)、第85条(共生型放課後等デイサービス)、第89条(基準該当放課後等デイサービス)、第92条(居宅訪問型児童発達支援)、第100条(保育所等訪問支援)
- 第38条第2項 指定児童発達支援事業者は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。
- ※ 第38条第2項を準用する規定  
第59条(共生型児童発達支援)、第63条(基準該当児童発達支援)、第84条(放課後等デイサービス)、第85条(共生型放課後等デイサービス)、第89条(基準該当放課後等デイサービス)
- 第75条第2項 指定医療型児童発達支援事業者は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。
- 第96条第2項 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。